

令和 5 年

第 1 5 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 5 年 1 2 月 7 日

前橋市農業委員会

- ・開会日時 令和5年12月7日午後2時00分
- ・閉会日時 令和5年12月7日午後2時47分
- ・開催場所 前橋市役所 11階 南会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄	13番 阿久津 昌枝
14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博	17番 奥野 芳男
18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要
22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1人）

9番 坂本 忠

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	副主幹 佐藤 信一
副主幹 望月 優至	副主幹 山田 正史	主任 殿岡 正敏	主事 山崎 佑香
嘱託員 川北 美空	嘱託員 富永 嵐太		

・付議事件

- （1）議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第79号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （3）議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （4）議案第81号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の変更決定について
- （5）議案第82号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画（売買）の変更決定について
- （6）議案第83号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- （6）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長	それでは定刻になりましたので、これより令和5年第15回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
澁澤会長 事務局長	◇（挨拶） ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、9番坂本忠委員の1人であります。また遅刻通告者は、4番星野和幸委員の1人であります。従いまして在任委員24人中、遅刻通告者の星野委員を含め23人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきます事をご了承ください。ここからは会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので澁澤会長よりお願いいたします。
議長	それでは、令和5年第15回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。16番栗原博委員、17番奥野芳男委員をお願いいたします。なお、総会での発言については会議規則に基づき挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔をお願いします。特に議題外にわたったり議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。それでは議事に入ります。 議案第78号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から11番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。
山崎主事	◇（説明） 以上整理番号1番、2番を除く3番から11番については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長 ◇◇◇	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番を保留とし、整理番号1番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号3番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議長	◇（挙手） 全員賛成でありますので、議案第78号農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号2番を保留とし、整理番号3番から11番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第79号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から8番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（説明） 以上整理番号1番から8番の申請については農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	なお、整理番号8番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 （関委員）	◇（報告） ご報告いたします。整理番号4条の8番、農地改良、現地・面接調査案内図は1ページから7ページです。申請地は、市立石井小学校から北約2.9kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は4ページをご覧ください。面接には、農地を借りる人と代理人の方が来られました。申請人は親子で農業を営んでいましたが申請人が高齢になり、子も農業に従事することが難しくなってきたことから借りてくれる人を探していたところ、農地改良すれば借りてくれることになったため申請するものです。農地改良後、本件農地は貸し出すとのことです。農地

改良の内容ですが、隣接する所有地と1mほどの高低差があるため盛土を行い一体利用できるようにします。搬入業者は前橋市富士見町時沢の業者に頼んでおり、高崎市から建設残土を受け入れる計画です。工事中の安全管理は搬入業者にしっかりお願いするとのことです。西側の隣接地とは高低差が生じますが、法面より土砂流出のないよう施工するとのことです。なお改良後は、キャベツの栽培を予定しているとのことです。調査班としては農地改良の必要性を認め、許可相当と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第79号農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第80号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から26番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（説 明）

以上整理番号1番から4番、6番から23番、26番の申請については農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

なお、整理番号9番、14番、15番、20番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
（関委員）

◇（報 告）

ご報告いたします。整理番号5条の9番、売買、農家住宅、現地・面接調査案内図は、8ページから14ページです。申請地は、市立二之宮小学校から北東約1.1kmに位置し、北側と南側と西側は農地、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は11ページをご覧ください。面接には、申請人と申請代理人が来られました。申請人は、江木町に本店を構える農業法人の代表者です。農業法人は市内を中心に約40haの農地で、米、キャベツ、ネギ、白菜などを作付けており、従業員は46名、年間の売上額は2億3千万円とのことです。申請人は現在賃貸住宅に居住しており、子どもが生まれ、持ち家の新築を考えたことにより申請するものです。申請地には、農家住宅、野菜保管庫、トラック用車庫、トラクター用車庫の4棟を建築します。トラクター、定植機を農業法人で所有しており、現在は伊勢崎市に保管してありますが、農家住宅が完成したあかつきには自宅の車庫に保管するとのことです。土地の造成は、南に向かって緩やかな傾斜をつけて道路の高さに合わせて整地し、全体的に砂利敷きにするとのことです。隣接地、道路等境界は立会いのもと確認済みとのことです。排水関係ですが、汚水は浄化槽を設置して処理を行い側溝に放流、雨水は自然浸透及び浸透櫛で集水し敷地内処理します。また敷地内に防犯用の照明灯を設置しますが、周辺農地に影響がないように内側を照らすように設置し、周囲には1.6mの塀を設置します。以上のことから調査班としては、営農意欲、計画が認められ、営農の確実性もあり許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の14番、15番、売買・有料老人ホーム・老人デイサービスセンター、現地・面接調査案内図は、15ページから23ページです。申請地は、市立第七中学校から南東約700mに位置し、北側は農地、東側は宅地と道路、西側、南側は道路に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は20ページをご覧ください。面接には、申請人法人の代表者と、代理人の方が来られました。申請法人は、現在前橋市上大島町に本社を置き、有料老人ホーム・老人デイサービスセンターを主な事業として運営しています。今般、高齢者介護の需要の多さから、新たに有料老人ホームを開設し社会福祉サービスを提供したく考

えていたところ、申請地を譲ってもらえることになったため申請するものです。申請地の施設の概要は入居人数30人、デイサービス人数30人の予定とのことです。駐車場は職員用、来客者用合わせ35台分を確保します。申請地での新施設の職員は30名程度で令和7年2月の開業に向けて今後募集するとのことです。他法令に係る手続き状況は、開発許可は12月の審査会で、高齢者施設の整備の手続きは終了しているとのことです。利用計画・被害防除についてですが、土地の造成は、南に向かって緩やかな傾斜をつけて道路の高さに合わせ整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。隣接地、道路等境界は立会いのもと確認済みとのこと。排水関係ですが、汚水は浄化槽を設置して処理を行い東側の水路に放流、雨水については駐車場にスリット側溝を設置し、敷地内で集水したのち東側の水路に放流します。また照明灯は建物の壁面から駐車場を照らし周辺の農地に影響がないように設置します。出入口は西側に2か所、南側に1か所設けるとのことです。周囲には、擁壁と高さ1.0mのメッシュフェンスを設置します。以上のことから調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

ご報告いたします。整理番号5条の20番、売買、倉庫、現地・面接調査案内図は、24ページから30ページです。申請地は、市立第七中学校から約10m西に位置し、北側と東側は道路、西側と南側は農地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は27ページをご覧ください。面接には申請法人の代表者及び、申請代理人が来られました。申請法人は力丸町に本社を構え、倉庫業、運送業を行っており従業員は34名、年間の売上額は3億6千万円ほどとのことです。現在事業は好調で業績を伸ばしており、既存の施設では手狭になったため、前橋南インターチェンジから1kmほどで流通業務に適地な申請地を借り受け、倉庫を建築したく申請するものです。申請地には、建築面積4,250㎡の倉庫1棟を建築します。倉庫は低温倉庫でお米を取り扱うとのことです。なお、1日あたりのトラックの搬入数はピーク時で30台を見込んでいるとのことです。土地の造成は1mほど盛土をし、南に向かって緩やかな傾斜をつけて道路の高さに合わせ整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのことです。隣接地、道路等境界は立会いのもと確認済みとのこと。排水関係ですが、雨水は転回広場の下に2か所の貯留槽を設け浸透処理するとのことです。また、照明灯については設置の予定はないが、設置する場合には周辺農地に影響が無いように内側を照らすように設置します。出入口は、南側に1か所設けるとのことで既存の側溝を横断側溝等に入れ替えます。側溝周囲には高さ1.2mほどのフェンスを設置します。なお、北側の道路が第七中学校の通学路等として使用されているとのことです。学校側とは協議が整っているとのことです。調査班としましては倉庫の必要性、事業の現実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号24番、25番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号5番を保留、整理番号1番から4番、6番から23番、26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第80号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号5番を保留とし、整理番号1番から4番、6番から23番、26番を許可とすることに決定いたします。なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますのでご承知おきます。

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号24番、25番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇（説 明）

望月 副主幹	以上整理番号1番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。 以上整理番号24番、25番の申請については農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長 調査班長 (関委員)	なお、農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号24番、25番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。 ◇(報告) ご報告いたします。整理番号3条の1番、売買、整理番号5条の24番、25番、賃貸借、営農型太陽光発電施設の一時転用です。現地・面接調査案内図は、31ページから68ページです。申請地は、県立前橋工業高校から北東約400mに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は38ページをご覧ください。面接には申請農業法人の代表者と申請代理人が来られました。太陽光も営農も同じ代表者の会社が行います。申請農業法人は、さつまいも栽培を主に農業経営を行っており、営農型太陽光発電を渋川市で始めたとのことです。下部の農地では、ニンニクを作付けするための土づくりをしているとのことで、3年目からニンニクの栽培に着手する予定となっています。渋川市では認定農業者になっているとのことです。今回申請の2か所についてもニンニクを栽培する予定であり、太陽光発電施設設置後に土づくりを始め、3年目からニンニクの作付けを行うとのことです。栽培の経験はまだありませんが、渋川市に営農型太陽光発電施設の下部でニンニクを栽培している農家があり、その方に営農指導を行ってもらうとのことです。営農に必要な農機具などは本店を構える渋川市からトラックで運ぶ予定で、移動には30分から40分ほどかかるとのことです。ニンニクの出荷先は道の駅やJAを予定しているとのことです。また売電については、太陽光発電施設44.0kwが1基、49.5kwが1基で年間の売上額は、220万円を見込んでいるとのことです。調査班としては、営農の意欲、計画、現実性が認められ、被害防除対策も取られており、太陽光も申請人が運営することから許可相当と判断しました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号24番、25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙手)
議 長	全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号1番、農地法第5条の整理番号24番、25番を許可とすることに決定いたします。 次に議案第81号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画(貸借)の決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
殿岡主任	◇(説明)
議 長	以上議案第81号についてご審議をよろしく願いします。 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画(貸借)について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇(挙手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第81号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画に(貸借)については、原案を決定いたします。 次に、議案第82号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画(売買)の変更決定について、審議に入ります。

川北囑託員

議長

◇◇◇

議長

◇◇◇

議長

井草補佐

議長

◇◇◇

議長

◇◇◇

議長

◇◇◇

議長

事務局の説明を求めます。

◇（説明）

農用地利用集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第82号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

全員賛成でありますので、議案第82号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画（売買）の変更について、原案を決定いたします。

次に、議案第83号農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

◇（説明）

以上説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見・質問等なし）

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第83号について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

全員賛成でありますので、第83号農地利用最適化推進委員辞任申し出について、同意することに決定いたします。

次に、33ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（6）までの内容は、

（1）法第4条の届出書の受理状況 4件

（2）法第5条の届出書の受理状況 12件

（3）法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 21件

（4）現況証明交付状況について 1件

（5）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 4件

また、報告事項（6）は、第14回総会において許可とした、法第5条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので後ほどご覧ください。

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

ご意見等ございませんか。以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会いたします。

（閉会午後2時47分）